

平成 3 0 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 30 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第 3 回) 議事録

1. 平成 30 年 12 月 20 日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟 2 階大会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 藤田 茉里	2 番議員 黒瀬 雄大
3 番議員 久保田 哲	4 番議員 三浦 美代子
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 吉田 裕彦	8 番議員 森本 勉
9 番議員 島 弘一	10 番議員 長畑 浩則
11 番議員 曾田 平治	12 番議員 小原 達朗

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平  
副管理者 黒田 実  
副管理者 林 有理  
四條畷市市民生活部長 山本 良弘  
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 二神 和則  
事務局参事 竹村 修  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局副参事 梅垣 信一  
総務課長 太田 広治  
管理課長 後藤 弘宣  
施設課長 上村 悟司  
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 3 号	一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 4 号	平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 5 議案第 5 号	和解について
日程第 6	一般質問

(時に 13 時 59 分)

1. 議 長 (久保田哲君) 定刻前ではありますけども、皆さまお揃いでございますので始めさせていただきますと思います。

こんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 3 回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、年末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から平成 30 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 3 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) 皆さん、こんにちは。平成 30 年四條畷市交野市清掃施設組合議会第 3 回定例会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議員の皆さまにおかれましては、年末の何かとお忙しい中をご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会の案件は、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 1 号) について、及び和解についての 3 議案をお願い申し上げております。

何卒よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

1. 議 長 (久保田哲君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長 (二神和則君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員のご出席につきまして、ご報告を申し上げます。本日、全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る 11 月 29 日には平成 30 年度定期監査及び 10 月分現金出納検査が行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお、監査、検査につきましての関係書類は事務局に保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上、報告を終わらせていただきます。

1. 議 長 (久保田哲君) はい、議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長 (久保田哲君) 日程第 1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により議長において指名を申し上げます。6 番中上議員、7 番吉田議員を指名いたします。

1. 議 長 (久保田哲君) 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 30 年 12 月 20 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 3 回における会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (久保田哲君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議 長 (久保田哲君) 日程第 3、議案第 3 号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定につ

いてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（東 修平君）ただいま議題となりました、議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公共団体の一般職任期付職員の採用に関する法律の規定により、本組合において公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任期を定めた一般職の任期付職員の採用に関し、必要な事項を定めるため本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（久保田哲君）引き続きまして、議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君）ただいま議題となりました、議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例についてをご覧いただきたいと存じます。

まず、第1条では、この条例の趣旨を規定してございます。

第2条は、第1項で、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定期間活用して業務遂行させる場合の採用を、第2項で、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を有する場合やその適任者の確保が一定期間困難な場合などに任期を定めて採用できるように規定しています。

第3条では、第1項で、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、第2項で、第1項の業務に職員を任用し、職員の当該業務以外の業務に期限を限って従事させる場合に、任期を定めて採用することができる旨の規定をしております。

4条は、第1項で、短時間勤務職員を第3条第1項に規定する業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合、第2項で、住民サービスの延長した提供時間、もしくは充実した提供体制を維持するために、当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合、第3項は、介護休暇や育児休業の部分休業の承認を受けた職員の勤務しない時間に、その業務に従事させることが適当であると認められる場合など、それぞれ短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる旨の規定をしております。

5条では、任期の特例として、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了時期が当初の見込みを超えた場合などに、任期を特例として延長することができるよう規定しております。

6条では、任期の更新規定を定めており、第1項で、第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期は最長5年までで、第2項で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期は、基本的に3年、最長5年まで、その間において任期を更新できる旨の規定をしております。

7条では、任用等承認について規定しております。

なお、この条例の附則におきましては、任期を定めて採用された職員に対する勤務時間、給与、その他の事項を規定しております。

また、施行期日につきましては、平成31年1月1日から施行することとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は、通告のあった順に基づき行ってまいります。ただいまから順次質疑を許可いたします。1番藤田議員。

1. 1番議員（藤田茉里君） それでは質問をさせていただきます。まず1点目の質問ですが、条例案の内容を見てみると、組合事業の様々な業種に対応できるような幅広い内容になっているかと思いますが、組合事業の中のどのような業務を任期付職員の採用対象にしているのか、1つ教えていただきたいと思えます。

それから2点目の質問ですが、何名の採用を今のところ考えておられるのでしょうか。教えてください。

それから3点目として、給与や手当について、今現在、組合職員として働いておられる方と比べて、どのような違いが出てくるのか、あるのかないのかも含めてお聞かせください。

1. 議長（久保田哲君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは私の方から、ご答弁させていただきます。まず、組合事業のどのような業務という1点目の件でございます。ま、本組合におきましては、これまで正規職員あるいは退職者の再任用職員、あるいは臨時職員等によって業務を行ってまいりました。また地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年度から地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用根拠が明確化また適正化され、更に新たに会計年度任用制度も始まることとなります。本組合におきましても、これら法改正を踏まえ、業務と雇用形態を照らしながら公務の能率的かつ適正な運営を図るため任用に関し、あらゆる制度の活用を図るうえで任用制度のひとつとして、このたび一般職の任期付職員の採用に関する条例を上程させていただいたものでございます。現在ですね、任期付職員の対象業務を検討しているところではありますが、そのひとつとしまして両市から委託を受けて行っております市民の持ち込みごみの電話予約、搬入受付等などの業務を想定してございます。

2点目の採用人数でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在、任期付職員の対象業務を検討中でありますことから、今後、対象業務と併せて具体的な人数が明確になるものと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に3点目の給与、手当について組合職員との比較でございます。まず給料につきましては、任期付職員の採用に関する条例の適用条項により、組合職員と異なる給料表となる場合がございます。また、手当につきましてはフルタイムの職員の場合は組合職員と同じ手当になりますけれども、短時間勤務の職員の場合は組合職員と異なり支給されない手当もでございます。以上でございます。

1. 議長（久保田哲君） 1番藤田議員。

1. 1番議員（藤田茉里君） ありがとうございます。まだ具体的にどういった業務が任期付きの職員の採用というふうになるのかは今、検討中ということなんですけれども、先ほどの答弁の中で市民持ち込みごみの電話予約とか搬入受付等の業務などを想定しているということでもありますけれども、現在はその業務を何名体制で行われているのか教えていただけますか。

1. 議 長（久保田哲君） 奥田次長。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） 電話予約や受付、搬入の受付等の業務につきましては現在2名で行っております。以上でございます。
1. 議 長（久保田哲君） これにて藤田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。藤田議員、どうぞ。
1. 1番議員（藤田茉莉君） では、議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、日本共産党を代表し、反対の立場で討論を行います。
- この条例は2004年に国会で成立した地方公務員法の一部改正の流れを今、四交組合に持ち込むものであります。しかしこの間、多くの自治体がこの任期付職員の採用に関する条例を作り、当初は限られた職務にのみと言っていたものの10年以上経過した今、広範な公務が任期付職員によって担われている実態があります。この条例の最大の問題点は、正規職員や非常勤職員等を今後、この任期付職員に置き換えて公共性の高い事業を担う職員の専門性や、その中で保障され質の高い市民サービスとして還元されてきた公共の業務を破壊する危険性があることです。憲法では人権保障の見地から住民に適切なサービスを提供するため、公務労働の中立、公正、安定、継続性を求め、これにあたる職員は全体の奉仕者として位置づけられています。こうした公務労働を保証するためには、職員の身分の安定と賃金やその他の労働条件の向上を図っていくことが重要であり、正規職員を中心とした人員体制の確立こそ必要だと考えます。任期付職員の採用は公務労働の安定性や継続性の土台を崩し、長期的には住民サービスの低下をもたらすことに繋がるため、本議案について反対をいたします。
1. 議 長（久保田哲君） 他に討論はございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（久保田哲君） これをもって討論を終結いたします。
1. 議 長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
1. 議 長（久保田哲君） 起立多数であります。よって議案第3号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、可決されました。
1. 議 長（久保田哲君） 日程第4 議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議 長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（二神和則君） ただいま議題となりました、議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。
- 議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算及び予算に関する説明書（第1号）をご覧いただきたいと存じます。まず、第1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,653万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,936万4,000円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額11億8,353万3,000円から4,144万5,000円を減額補正し、11億4,208万8,000円としようとするものでございます。四條畷市でございますが1,866万9,000円の減額、交野市でございますが2,277万6,000円の減額となっております。

次に、(款)(項)(目)繰越金でございますが、補正前の額1,000円に1,491万4,000円を増額補正し1,491万5,000円としようとするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、補正前の額1億3,036万5,000円から481万1,000円を減額補正し、1億2,555万4,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、給料及び職員手当等につきまして、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動などによるものでございます。給料で338万4,000円、職員手当等で142万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額7億1,437万9,000円に594万8,000円を増額補正し、7億2,032万7,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、給料及び職員手当等につきましては、総務費と同様に人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動などによるもので、給料で371万9,000円、職員手当等で222万9,000円を増額しようとするものでございます。

次に、(款)(項)公債費(目)利子でございますが、補正前の額5,050万3,000円から2,766万8,000円を減額補正し、2,283万5,000円としようとするものでございます。これは平成29年度新ごみ処理施設建設工事等の事業費の借入れ利率が見込みより下がったことにより利子を減額するものでございます。

なお、10ページ以降は給与費明細書となっておりますが、ご説明は省略させていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 議長(久保田哲君) 内容説明はお聞きの次第です。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたので、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(久保田哲君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(久保田哲君) 討論なしと認めます。

1. 議長(久保田哲君) お諮りいたします。議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。
1. 議 長（久保田哲君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。
1. 議 長（久保田哲君） 日程第5 議案第5号和解についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議 長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（二神和則君） ただいま議題となりました議案第5号和解について、ご説明を申し上げますので、議案第5号和解についてをご覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、交野市大字私市地区内における新ごみ処理施設の建設事業を進めるに際し、磐船地区ごみ処理施設建設に反対する自治会連合会と本組合、交野市及び四條畷市が締結した平成26年5月7日付けの「新ごみ処理施設建設に係る基本合意書」において、還元策として新ごみ処理施設周辺に温浴機能を備えた施設を整備することを約束していたものについてでございます。

なお、平成26年8月29日付け確認書により、同自治会連合会の地位は生駒市北部地域環境保全等協議会に継承されてございます。

同基本合意書に基づき、温浴機能を備えた施設を整備を進めておりましたが、周辺地域で用地の確保の目途が立たないことなどから、平成29年7月20日付けで同協議会に、別の地域還元策として金銭的な対応も含めた新しい案を検討する旨の申し入れをいたしました。

新しい案の検討につきましては、本組合におきまして、平成29年8月に設置した四條畷市交野市清掃施設組合地域還元策に係る審議会に諮問し、同年10月31日に答申が出されました。

この答申を受け、本組合、交野市、四條畷市で協議を行い、温浴施設の代替措置として、地元協力金2,917万2,000円を支払うことを決定し、平成29年12月22日に同協議会に申し入れました。

その後、平成30年3月議会において、地元協力金が盛り込まれた平成30年度本組合予算をご可決いただいたところでございます。議会議決後も、継続して同協議会と粘り強く協議を行ってまいりましたところ、ようやく平成30年6月9日に同協議会が地元協力金を受け入れる決議をされましたので、この度、温浴施設の代替措置として地元協力金を支払うこととなりました。

協力金の支払いに加え、地域還元策に関し、今後何ら異議申し立てや請求をしないということの本組合、交野市及び四條畷市と同協議会双方が確認し、合意に至ったところでございます。

これらの合意内容に鑑み、同協議会との良好な関係のもと、新ごみ処理施設を運営していくことが同協議会はもとより、地域住民の利益増進に繋がることと判断し、協定書を締結するものでございます。

そこで、この協定書の締結には、民事上の和解にあたることから、地方自治法第292条において準用する同法96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号和解についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議 長（久保田哲君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

1. 6 番議員（中上さち子君） はい。
1. 議 長（久保田哲君） 事前になかったんですけども、どうしても言うことでしたら。中上議員、どうぞ。
1. 6 番議員（中上さち子君） 和解について別に、私このことについては申し上げませんが、生駒市と交野市の信頼関係のことでね、合意されたものということで、このもとで今後毎年、新炉っていうのは本当に交野市、生駒市の住民の方、近い距離にあるわけですから、この新炉の環境の維持とか保全とかね、そういう説明とか、そういう情報交流っていうか、そういうのは何か設けられてるのか、その辺だけちょっとお聞きしたいなと思ひまして。
1. 議 長（久保田哲君） 奥田次長。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） 四條畷市の地域でありますとか、交野市の地域の方でもこれまでいろいろ協議をさせていただいてた地域に関しましては、環境保全協定という形でお約束をし、報告の場を設けるといふことでさせていただいております。また生駒市北部地域の協議会とも同じような形で協定書の方で、この締結に合わせて同じような締結をし、その中で、環境保全委員会の中でご説明はさせていただくというふうには考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。
1. 議 長（久保田哲君） 他に質疑ございませんね。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（久保田哲君） 質疑なしと認めます。
1. 議 長（久保田哲君） これより討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（久保田哲君） 討論なしと認めます。
1. 議 長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第 5 号和解について、原案のとおり決することに  
ご異議ございませんか。
1. 全 員 異議なし。
1. 議 長（久保田哲君） ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号和解については、原案のとおり  
可決されました。
1. 議 長（久保田哲君） 日程第 5 一般質問を行います。質問者の順番は通告にあった順に基づき  
行ってまいります。なお、申し合わせにより質問者の質問時間は 15 分以内となっております。  
ただ今から順次、質問を許可いたします。5 番新議員。
1. 5 番議員（新 雅人君） 議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。組合管理者の  
選任についてということで質問をさせていただきます。  
今年の 3 月の議会でも我が交野市議会の同僚議員が同じ質問をさせていただいておひまして、引  
き続きの形になるんですが、そのやり取りの中で管理者はですね、連携を密に話し合ひを続けてまい  
りたいというふうな答弁を、最後の方でされております。連携を密にといふこのことで、その後 3 月  
から現在に至るまでのそういう話し合ひというのはどんなふうな進捗状況になったのかお聞かせく  
ださい。
1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。
1. 管 理 者（東 修平君） ただ今の新議員のご質問にお答ひ申し上げます。お示しいただきました平

成 30 年度 3 月組合議会におきまして、それ以降、交野市黒田市長との間においては、お示しいただいた管理者に関することのみならず、組合運営等についての諸課題について、複数回にわたる議論を行わせていただいている最中でございます。そうした中、管理者の選出につきましては組合規約上におきまして、関係市の長の互選により選出するとございますことから、一定話し合いということになりますので、ルール作りが必要ではないかというような合意には至っているというような状況でございます。

そうした最中ですね、やはり管理者の変更というものには組合正副議長でございまして、監査委員でございましてと種々の変更等伴うこととございますことから、時期等やルール作りも踏まえてですね、更に丁寧に議論を重ねていかなければならないというところで、各市のそれぞれ副市長に対しまして協議調整をしていくようにという形で指示をしておるというような状況でございます。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） 5 番新議員。
1. 5 番議員（新 雅人君） ルール決めというのは大変重要な事だと思います。今、最後に仰った、副市長に指示をしておるという今の答えでございますが、中身についてはどんなふうな進捗になっておるのかお聞かせください。
1. 議 長（久保田哲君） 林副管理者。
1. 副管理者（林 有理君） 新議員からのご質問にお答え申し上げます。市長の方からご指示を頂戴いたしております管理者の互選についての両市間のルール決めということでございます。一定、私と奥野副市長の方でお話をさせていただいたこともございまして、なかなかそれ以外詰めるところ等々もございますので、ある程度ゆっくり慎重に検討を進めていきたいというふうに考えてるところでございます。
1. 議 長（久保田哲君） 5 番新議員。
1. 5 番議員（新 雅人君） ゆっくりと慎重にというふうな今お答えがありまして、実はですね、3月の一般質問のその直後にですね、交野市議会として管理者の交代をお願いしたいという申し入れを四條畷市役所の方にその当時の私共の議会の議長が文書でもって申し入れに参りました。

趣旨は、管理者を交代すべきでしょうというふうなことなんですが、それに対してですね、東四條畷市長がこの 6 月に我が交野市議会の議長室を訪れまして、その 3 月の末に申し入れた内容についてお答えをもって来られました。その中で今、副市長とやりとりがありましたような、副市長同士でルール決めをする事になっておるというふうに仰ったというふうに、私も当時の議長から聞いておるわけなんですけども、先ほどから言ってますように、いろんな諸課題があると。そのためのルール作り、会計管理者の問題であるとか、あるいは、もう 1 つ言及されておるのはですね、事務局長と管理者が同一の市から出していることについても良くないことが起こる可能性が考えられると。ここまですべて東管理者は仰ってるわけなんです。

それはそれで、いろいろとそれを課題を検討していかなければならないと思いますが、その時の最後にですね、私どもの当時の議長がですね、この問題の解決は、どれぐらいで解決できるのかというふうに伺いましたところ、1 年以内に解決すると。管理者の交代時期についても年度途中ではなく、年度替わりに交代するのが整理しやすいと考えておるというふうなお答えをされたというふうに聞いております。1 年以内と、それが 6 月 11 日の話ですので、1 年ということは来年の 6 月になるの

かも分かりませんが、その言葉の中の年度替わりが整理しやすいんじゃないかというふうなお答えからするとですね、もうすでに今12月です。来年の3月ということになりますと、もう時間はそんなに余裕はないと思うんですが、その辺りはどういうふうにお考えなんでしょうか。

1. 議 長 (久保田哲君) 東管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) ただ今の新議員のご質問にお答え申し上げます。先ほど、私の方から交野市議会より今お示しいただきました内容につきまして、交野市議会議長のところに参らしていただきまして、その答えを申し上げさせていただいたところに関して、私も恐縮しておる所でございます。しかしながらその場で行いました話し合いにつきまして、管理者と事務局長の関係性についてお示しいただいた内容や、年限を区切った話というところは、我々の方として記録も残っておらず、私としてもそのような発言を明確にしたという記憶はないという状況でございます。以上です。

1. 議 長 (久保田哲君) 5番新議員。

1. 5番議員 (新 雅人君) 今の言葉はきついですな。いや、確かに私どもの方からは文書で申し入れをしました。それに対して回答は文書ではなかった。そのことについての記憶が明確でないと。その当時のことを議長に聞きましたら、口頭でも、これはお互いの信義に基づくやり取りなんで、私は文書はなかったけれども、これを信頼しておるというふうに、その当時の議長は言っておりました。今の管理者の発言は、それこそ信義にもとる発言だと思いますが、ご所見お伺いします。

1. 議 長 (久保田哲君) 東管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) ただ今の所見を問うと仰っていただきましたことに対してお答え申し上げます。私といたしましては、管理者としてではなくて、組合規約に基づきますと両市の長の互選により選出するでございますので、これはやはり両市の長同士の協議、話し合いの上、決定していくものであるというふうに認識してございます。信義という観点からも両市の長として合意したことは、副市長間でルールを決めて、その上で長の選出というのを考えていくと。これを信義として我々長同士で約束をしいたことですので、それに基づいて進めていくことが信義を果たすと言いますか、というふうな考えになるというふうに考えております。以上です。

1. 議 長 (久保田哲君) 5番新議員。

1. 5番議員 (新 雅人君) そら、仰る通りです。そういうふうにしてルール決めをされるんですけども、もう1度お伺いします。1年以内には解決する、この文言は否定されるんでしょうか。

1. 議 長 (久保田哲君) 東管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) ただ今のご質問にお答え申し上げます。否定をするしないということではなくてですね、繰り返しにはなりますけども、私と黒田市長の中で決定したことは、両副市長の調整においてするということでございます。その上で、それがどのような時期がいいのか、どういう諸課題を伴うのかということにつきましても、これは副市長に任せているというような状況になります。その状況において、どのような協議、調整を含めて進めていくのかは当然こちらにいる林副市長もそうですけれども、交野市の奥野副市長とその両方の間で進めていくというようなところがふさわしいと考えておりますが、現時点において交野市の副市長側からそういった時期を明言されたような形での申し伝えはないと、仰っていただいたことはないというふうに私としては認識しておるところでございます。以上です。

1. 議 長 (久保田哲君) 5番新議員。

1. 5番議員（新 雅人君） 今の最後の言葉、途中の言葉はいいんですけども、今の最後の言葉はやはりそういうことを言った記憶はないというふうな明確なお答えであったと思います。

これ以上、話をしてもいかがかと思いますが、色々仰いました。ルール決めに副市長同士でやっていくのが、それが両市長としての立場だというふうに仰いましたが、これは今年の3月に始まった話ではなくて、昨年来、夏ぐらいからこの話は私どもの副管理者の方から申し入れがあって、それに対していろんな理屈をつけられてそれを先延ばしにされておるというふうに私どもは認識しておりますが、いずれにしてもですね、今の東市長が、管理者が、こういうふうにしていくんだという、その方向性を示さなければ、副市長もきちっとした話し合いができないんじゃないですか。東管理者が、よし、もうこの機会に管理者は交代しようという、その腹一つで両市長の合意がスムーズにされるものと思うんです。その腹があるのかないのかということをお伺いします。

1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。申し訳ないです。繰り返しになってしまいますけれども、組合規約からいきますと、管理者の考えによって管理者を選ぶのではなくて、両市の長の互選によるものでございますので、管理者としての意思ではなくて交野市長、四條畷市長の間の協議で行われるものというふうに認識をしておるところでございます。そうした中で両市長間の合意に基づいたうえで前に進めていくのが適切であるという認識でございます。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） 5番新議員。

1. 5番議員（新 雅人君） 両市長ですね、管理者と副管理者でない。両市長で結構です。そのかたや交野市長は管理者の交代を要望されておるということで、そのことを四條畷市長の東市長に申し入れをされておるわけですから、その話をどういうふうに四條畷市長は進めていくのか、そのご所見をお伺いします。

1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。基本的に私、四條畷市長としてお答え申し上げているのは、四條畷市長の組合管理者、これは任期がございますので、任期期間を果たさせていただくにあたり、もし管理者が交代するとなれば、私としては途中で辞任をするという形になってございます。そのうえで交野市長からも種々の理由でと主に所在地が変更したからというような理由でご要望いただいておりますけれども、所在地によって管理者が決まるというのは、これは別にルール化されているものでもございませんでして、3月の組合議会においてもそのパターンもあればそうじゃないパターンもあるというふうにご答弁させていただいたかなというふうに思っております。そのため、その場所というものだけを示されたうえで、ということになれば、これは辞職をしてまで管理者の任務を途中で投げ出すことには当たらないというふうな考え方をしておるといような状況でございます。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） 5番新議員。

1. 5番議員（新 雅人君） 辞任をしなければならぬと、辞任の理由が所在地が変わっただけでは、それはそういう理由にはならないというふうな、今の答えの趣旨だったと思います。

四條畷市の清滝に40数年来あって、私たちは当然のごとく所在地の首長さんが管理者になるんだというふうに認識しておりました。で、その3月議会の際に質疑のやり取りの中で大阪府下の一部事務組合としてされておる施設組合の管理者の首長の出身、あるいは所在地であるとか人口であると

か、いろいろなやり取りの中で概ね所在地のところに首長さんがその管理者になっておられるというふうなことから、この交野市に40数年ぶりに、ぶりといいますか、初めてですが、所在地が変更になると。もう自然な形で管理者は当該所在地の首長になるものだというふうに思っておりましたが、それは我々だけの感覚でして、その前に先ほどから仰っておられる規約の変更がされまして、両市長の互選によるというふうに規約改正されました。私どもはそれが、そうすることによってスムーズに任期の途中であってもですね、両市長の話し合いのもとで互選の形で決められて、管理者交代がスムーズにいくものというふうに思っておりましたが、先ほどからの管理者のご答弁を聞いておきますと、任期中はそのまま自身が続けていくというふうな意思がありありに見えます。これは両市長の話だからというふうに仰いましたが、先ほどから言うておりますように、私どもの市長は所在地が変わったこと、ちょうどいいチャンスと捉え、管理者交代、所在地の首長が管理者になるべきではないかというふうな申し入れをしておまして、あとは今の東管理者の考え一つ、これでそのルール決め、いろんな形のルール決め、着実にと言いますか、粛々と進められるというふうに思います。東管理者の今の答弁は私は納得できません。黒田市長の申し入れに対して、東市長はどうお考えなのか、お聞かせ願います。

1. 議 長 (久保田哲君) 東管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) ただ今のご質問にお答え申し上げます。申し入れに対してどのように私として考えているかというところは、完全に繰り返しになってしまいますので、避けさせていただければとは思いますが、あるA市とB市があつてですね、その協議調整で決めていくという事柄において、A市がこうしたいって言うてるんだからB市は折れるべきじゃないかと、これは協議調整とは私は言わないというふうに考えてございまして、それは一方的な要求であるというふうに考えております。A市が果たしたいこともあれば、B市が果たしたいこともある。それらの折り合い点を見つけていくというところが協議調整と呼ぶものだというふうに認識しておまして、この場合に当てはめると、それらを含めて副市長間でルール等々を決めていく時期等々を定めていくという合意に至ったのでありますから、それらの手順を踏んで前に進めていくことが適切であるというふうに考えております。以上です。

1. 議 長 (久保田哲君) 5番新議員。

1. 5番議員 (新 雅人君) 手順とかそういう事ばかりで、お答えになっておるんですが、先ほどから私も何回も言います。黒田市長からの申し入れがあつたことに対して、それに折れるという事は協議ではないというふうな今のご発言ですが、折れるとか折れないとかの話じゃないと思うんですよ。だからルール決めに早くするべきじゃないですかと。そのルール決めが全然進んでないんじゃないですかということを言ってる訳です。

そして本当にもうこれは話が前に進みませんが、この6月11日に交野市役所に来られて、議長室で仰つたこと、これを真っ向否定されるということではもう、話にならないということでございます。東管理者の本音のところ聞きたいですが、多分仰らないんでしょうね。これは困つたことです。林副市長にもう一度お伺いします。奥野副市長と何回、どのような話をされたんでしょうか。

1. 議 長 (久保田哲君) 林副管理者。

1. 副管理者 (林 有理君) はい、先ほどの新議員のご質問にお答え申し上げます。奥野副市長と本件につきまして対面でお話をさせていただきましたのは1度、あとは電話で1度会話をさせていただ

いたということがございます。

1. 議 長（久保田哲君） 5 番新議員。

1. 5 番議員（新 雅人君） 何ですか、それ。対面で1回、電話で1回、話になりませんやん。ふざけてるんですか。管理者どうなんですか。そんなんでは協議になるんですか。

1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。我々といたしましては、協議調整を図っていくと、これに関しては両市長同士の合意ですので、何らかの思いが変わっているところではございません。しかしながら我々としてですね、管理者、四條畷市が管理者に当たっている間においては、我々としては基本的には特段何もなければ任期中は努めると。すなわち交野市側から途中での変更の申し入れを受けているという状態でございますので、四條畷市側から働きかけるとしたことよりは変更をしたい交野市の側から協議申し入れをいただくというような状況になるのが一般的な考えかなというふうに思われますが、そういう意味においては交野市の副市長側からのアプローチも同じような頻度で行われてると解釈するのが妥当かなと思います。以上です。

（「仰るとおりです。」と呼ぶ者あり。）

1. 議 長（久保田哲君） 5 番新議員。

1. 5 番議員（新 雅人君） それは申し入れをしてるんでしょう。それを言を左右されて引き延ばししてるのが現実じゃないんですか。じゃあ交野の副市長が全然アタックをしてこないと、これがこの問題の解決にならない原因だというふうに仰るんですね。

1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。その誰がどうかということではなくて、一般的に変更を申し出る側の方が、どの時期までにどういうふうな形で整理していこうと言われるのが、一般的にはそういうふうに進められていくのではないのだろうかというふうにお話をさせていただいた場合で、このケースにおいて誰がどうというふうに申し上げたわけではございませんけれども、少なくとも申し出があった場合に我々が受けていないとか、そういうような事象は発生してございませんので、交野市側からも同程度のアプローチしかなかったという客観的事実を申し上げます。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） よろしいね、もうよろしいね。

1. 5 番議員（新 雅人君） いや、これでは納得できんわ。そんなあほな話、ありますかいな。

1. 議 長（久保田哲君） これにて新議員の一般質問を終結いたします。これにて本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶を受けたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）について、及び、和解についての3議案につきまして、ご審議をいただきご可決を賜り誠にありがとうございました。改めて厚くお礼申し上げます。

さて、これからの年末年始にかけましては両市からのごみ搬入量が増加する時期でございますが、本組合といたしましても市民生活に支障が生じませぬよう万全の体制をもって対応してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

最後に、皆さまには年の瀬を控え、何かとお忙しい時期となり、また寒さが一層厳しくなる季節となりますことから、どうぞくれぐれもお体にご留意いただき、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

1. 議長（久保田哲君） 以上をもちまして、平成30年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に14時54分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 30 年 12 月 20 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

久保田 哲

四條畷市交野市清掃施設組合議員

中 上 さち子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

吉 田 裕 彦